

## 「咲ちゃん」デザイン使用取扱要綱

### (趣旨)

この要綱は、マスコット「咲ちゃん」のデザイン（以下、「咲ちゃん」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (デザインの使用に関する権利)

第1条 デザインの使用に関する一切の権利は、広島県（以下「県」という。）に属する。

### (使用料)

第2条 デザインの使用は、無料とする。

### (使用許可の申請等)

第3条 「咲ちゃん」を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「咲ちゃんデザイン使用許可申請書」を広島県知事（以下「知事」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

ただし、次の場合において、デザインの色彩・形状等を一切変更せず、そのまま使用するときは、この限りではない。

(1) 県及び県が構成メンバーである団体又は県内の地方公共団体が使用するとき。

(2) 公益財団法人広島県スポーツ協会、県内の市町スポーツ協会又はこれらに加盟する競技団体等が使用するとき。

(3) 保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が使用するとき。

(4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(5) その他知事が適当と認めるとき。

### (使用許可の基準)

第4条 知事は、第3条の申請に基づき、申請内容が以下のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

(1) 第3条の「咲ちゃん」の使用目的に適合しないと認められるとき。

(2) 「咲ちゃん」を正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。

(3) 広島県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(4) 広島県の正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

(5) 法令又は公序良俗に反し、又は違反するおそれのあるとき。

(6) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係るものに使用するとき。

- (7) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (8) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるものと認められるとき。
- (9) たばこに関するものに使用するとき。
- (10) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から申請があったとき。
- (11) その他知事が不適當と認めるとき。

2 前項の許可は、咲ちゃんデザイン使用許可書をもって行うものとする。

#### (使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別紙1に定める標準色及び標準形状を基本として使用すること。ただし、デザインの一部を変更して使用する場合は、事前に県と協議し許可を得た場合に限り変更を認める。
- (4) 「咲ちゃん」の特徴を損なうような大幅な変更、反転、規格外の展開や一部分のみの抜粋利用は禁止する。
- (5) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに知事に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、その写真の提出で代えることができる。
- (6) 物件の使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の注意を払うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに知事に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県は一切の責任を負わない。

#### (許可内容の変更の申請)

第6条 使用者が、許可された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「咲ちゃんデザイン使用内容変更申請書」を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、咲ちゃんデザイン使用許可書をもって行うものとする。

#### (許可の取消)

第7条 知事は、「咲ちゃん」の使用がこの要綱又は許可内容に違反していると認められる場合、その理由を記載した書面により通知し、当該使用許可を取り消すことができる。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、県はその責任を負わない。

#### (報告等)

第8条 知事は、使用許可を受けた者に「咲ちゃん」の使用状況等について報告させ、又は

調査することができるものとする。

(使用許可の非独占性及び商標権等の知的財産権の関係)

#### 第9条

1 この要綱による使用許可は、使用許可を受けた者に対し、独占的にデザイン等を使用する権利を付与するものではなく、多くの者が「咲ちゃん」のデザインを適正に使用できることを目的とする。

2 「咲ちゃん」のデザインに関して商標登録を行う場合は、事前に県との協議を行い、承諾を得ることが必要である。

(責任の制限)

第10条 「咲ちゃん」の使用によって生じた使用許可を受けた者の損害及び第三者との紛争等に関して、管理者は責任の一切を負わないものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、「咲ちゃん」の使用取扱いについて必要な事項は、別に定める。

#### 附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 別紙1 (咲ちゃんデザイン)

### マスコット「咲ちゃん」

広島県の木「もみじ」の重なり合うさまは、ひろしま国体のスローガン「いのちいっぱい、咲んさい！」をイメージしています。また、躍動する選手の胸のHは、広島の頭文字や、もてなしの心「ホスピタリティー」を表現しています。明るく親しみやすい「咲ちゃん」は、友情と連帯の輪を全国に広げてくれるでしょう。



色	DIC	プロセスカラー
赤	116〔14〕	Y100+M90
紺	224〔14〕	M80+C90
黄	126〔14〕	Y100
肌色	1〔14〕	Y20+M10